

歯科健康診査について

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健康診査については、新たに国庫補助事業の対象となりました。山口県後期高齢者医療広域連合では、平成 27 年度からの実施に向け準備を進めています。

歯科健康診査概要（案）

1 目的

歯科健康診査を実施することにより、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下防止を図る。

2 開始年度

平成 27 年度

3 対象者

- ・前年度における 75 歳年齢到達者による新規資格取得者
- ・前年度における 75 歳未満の障害認定による新規資格取得者

4 受診期間

7 月 1 日から 12 月 31 日まで（6 か月間）

5 自己負担額

300 円

6 実施方法

県内の歯科医療機関にて実施（山口県歯科医師会への登録が必要）